

(別添)

## 1 見直し内容

	見直し前	見直し後
対象訓練 コース(※)	全訓練コースが支給対象	職業横断的スキル習得訓練コース及び基礎演習コースは支給対象外
受講者数 (※)	受講者数に関わらず、定員数・訓練期間に応じ 支給	定員に対し受講者数の割合が25%未満の場合 は支給対象外
実施場所	(同一分野、同一の訓練コースを)同一の建物 内で複数回実施する場合に2回目以降実施す る分については支給対象外	(同一分野、同一の訓練コースを)同一の市区 町村内で複数回実施する場合に2回目以降実 施する分については支給対象外

(※) 第一種新規訓練設定奨励金のみが見直しの対象

## 2 見直し内容の適用時期

平成23年1月1日以降に(独)雇用・能力開発機構都道府県センターが訓練計画の認定申請書の受理を行ったコースから適用する。

※ 本見直し内容については、追って、中央職業能力開発協会のホームページ(<http://www.javada.or.jp/kikin/support07/03.html>)に掲載する予定です。

[問い合わせ先]

- 新規訓練設定奨励金の支給決定について  
中央職業能力開発協会緊急人材育成・就職支援基金事業本部  
訓練奨励金課 tel:03(5800)3429